

〔幕朝年中行事歌合〕中三十四番 左 歳暮参賀

おさまれる世をこそ祝へ花もみぢなれにし年のゆくにつけても略中

歳暮の参賀と申は、十二月廿八日、諸の大名百の司々、皆のしめ半袴をきて出仕す、其式月次参賀にかはる事なし、

〔享保集成絲綸録〕五享保元申年十二月

覺

一爲歳暮之祝儀、老中若年寄中、江被相越候儀、廿八日前、勝手次第見合、不込合様に可被参候、略中
右前々も相觸候通、供之者大勢無之様に可被致候、以上、

十二月

右御書付同文言ニ而、享保十九年迄、毎年十二月に至、御觸有之、

〔徳川禁令考〕三十嘉節、慶應三卯年三月廿三日

御祝儀御廢止之件々

河内守殿御渡

歳暮略中 右御祝儀御禮等御廢之事略中

右之趣向々、江可相觸候

三月

〔日次紀事〕十二月、大晦今日酒肴、五有贈答之儀、又親戚之間、鏡餅互相贈、是謂居鏡、

〔日本歳時記〕十七月、下旬の内、親戚に送物して歳暮を賀す、又しれる所の鰥寡孤獨、貧窮困苦の者

にも、我力に隨て財物を賑ふべし、或は我に嘗て恩徳ある人、師傅となれる人、我身及家人の病を療せし醫師などにも、分に隨てあつく物を送べし、疎薄なるべからず、かうやうの事は、軽くせん

大目付江略